

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4676000054号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	8
7. 苦情の受付について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 霧島会
- (2) 法人所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2, 737番地36
- (3) 電話番号 0995-57-0100
- (4) 代表者氏名 理事長 堀之内 康弘
- (5) 設立年月 昭和61年8月20日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業 平成12年3月22日指定
鹿児島県4676000054号
- (2) 事業の目的 在宅の要介護状態または要援護状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 翔朋園ホームヘルプサービス指定訪問介護事業所
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県霧島市霧島田口2, 737番地36
- (5) 電話番号 0995-57-0100
- (6) 事業所長(管理者)氏名 堀之内 康弘
- (7) 当事業所の運営方針 利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 霧島市内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休			
受付時間	月～金	8時～17時	土・日・祝日	8時～17時
サービス提供時間帯	月～金	0時～24時	土・日・祝日	0時～24時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名		1名	1名	
2. サービス提供責任者	1名		1名	1名	
3. 訪問介護員	名	4名	2.0名	2名	
(1)介護福祉士	1名	3名			
(2)訪問介護養成研修1級(ヘルパー1級)課程修了者		0名			
(3)訪問介護養成研修2級(ヘルパー2級)課程修了者		0名			
(4)実務者研修修了者		1名			

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割～8割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換等を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

身体介護	サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 (30 分増す毎に)
	1. 利用料金	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,467 円	2,196 円	3,483 円	5,103 円	738 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	163 円	244 円	387 円	567 円	82 円
身体介護に 続き生活援助	サービスに要する時間		20 分以上	45 分以上	1 時間 10 分 以上	
	1. 利用料金		650 円	1,300 円	1,950 円	
	2. うち、介護保険から 給付される金額		585 円	1,170 円	1,755 円	
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）		65 円	130 円	195 円	
生活援助	サービスに要する時間		20 分以上 45 分未満	45 分以上		
	4. 利用料金		1,790 円	2,200 円		
	5. うち、介護保険から 給付される金額		1,611 円	1,980 円		1 時間半以上は 左の料金となる
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4－5）		179 円	220 円		

初回加算	200 円（介護給付 1,800 円）
特別地域訪問介護加算	基本サービス費（上記 1 又は 4）の 15%
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費に各加算を合計し 13.7% を乗じた額
同一敷地減算	事業所と同一敷地内対象の場合 100 分の 10

※上記、利用料金に対して介護負担割合（1割＝1、2割＝2、3割＝3）を乗じた額を自己負担いただきます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

※2 人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合は初回加算として 1 月につき 200 円（200 単位）を加算させていただきます。

☆利用者がその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたとときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合は、緊急時訪問介護加算として 1 回につき 100 円（100 単位）加算させていただきます。

※サービス利用料金は、1 ヶ月ごとに計算し、特別地域訪問介護加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算させていただきます。

※通常の実施地域（旧霧島町内）を越えて、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、訪問介護を行った場合は中山間地域等（霧島市の場合、牧園地区、福山地区、横川地区等）に居住する者へのサービス提供加算として 1 回につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算させていただきます。

※平成 27 年 4 月より介護職員の処遇改善を目的として、1 ヶ月間の基本単位数に各加算を合計し 100 分の 13.7 に相当する単位数を所定単位数に加算させていただきます。

※事業所と同一敷地内若しくは隣接する建物の訪問の場合、若しくは事業所における一月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上いる場合は所定単位数の 100 分の 10 を減額させていただきます。

※令和 6 年 4 月より介護職員の処遇改善を目的とするベースアップ加算として、1 ヶ月間の基本単位数に各加算を合計し 100 分の 2.4% に相当する単位数を所定単位数に加算させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【身体介護】

20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
1,670円	2,500円	3,960円	5,790円	840円

【家事援助】

	20分以上 45分未満	45分以上		
	1,830円	2,250円		

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

②その他のサービス

行政手続きの代行

利用料金： 円

利用料金： 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方、実施地域内でも長距離になられる方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

当サービス利用にあたり、わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの】

- ①利用者の介護サービスの向上のための個別サービス計画書（施設サービス計画書・通所介護計画書・ケアプラン等）に係る諸会議
- ②かかりつけ医師（嘱託医）との協議
- ③利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ④事故が発生した場合の市町村・鹿児島県への連絡
- ⑤利用者等からの苦情に関して市町村等が行う調査への協力
- ⑥利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市町村等への通知
- ⑨虐待を受けたと思われる高齢者等（利用者）を発見した場合の市町村等への通知

【行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務付けられているもの】

- ① 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿の掲示命令への対応
- ② 都道府県知事（都道府県職員）による立入検査等への対応

【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ①介護福祉施設等において行われる学生の実習への協力
- ②福祉サービスや業務の維持・改善のための資料

2 情報提供事業者名等

- ①都道府県（鹿児島県）、市町村等の行政機関
- ②利用されている居宅支援事業者
- ② 利用されている医療機関（協力医療機関：霧島杉安病院・竹田医院）
- ③ 利用されている福祉サービス事業所

3 使用にあたっての条件

- ① 個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと。
- ③ 関係した職員への個人情報保護の厳守を徹底すること

親族代表

住所

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア.現金
イ.下記指定口座への振り込み あいら農業協同組合 霧島支所 普通預金 0014303 番 名義：社会福祉法人 霧島会 翔朋園ホームヘルプサービス指定訪問介護事業所 理事長 堀之内 康弘
ウ.指定口座振替 あいら農業協同組合

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定時間に不在もしくは、拒否等があった場合	1回につき500円をいただきます。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 第三者評価の実施状況について

- 第三者評価の実施状況 実施無し

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替 (契約書第6条参照)

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益

が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|------------------------------------|
| ①医療行為 |
| ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受 |
| ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 |
| ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 |
| ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] サービス提供責任者 池田 喜代子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

08:30～17:30

○第三者委員 担当者 監事 川野 茂樹 0995-57-0205

監事 上牧 幸男 0995-57-2787

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

霧島総合支所 介護保険担当課	所在地 始良郡霧島市霧島田口8番地4 電話番号 0995-45-5111 内線(5723)・FAX 0995-47-2522 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7番4号(県市町村自治会館内) 電話番号 099-206-1084・FAX 099-206-1069 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号 099-257-3855・FAX 099-251-6779 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県保健福祉部	所在地 鹿児島市鴨池新町10番地1号 電話番号 099-286-2111・FAX 099-286-5554 受付時間 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明及び個人情報
報の使用についての説明を行いました。

翔朋園ホームヘルプサービス指定訪問介護事業所

説明者職名..... 氏名.....印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明及び個人情報の使用に関して説明を
受け同意し、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所..... 氏名.....印

(代理人)住所..... 氏名.....印

続柄.....

(代理理由)

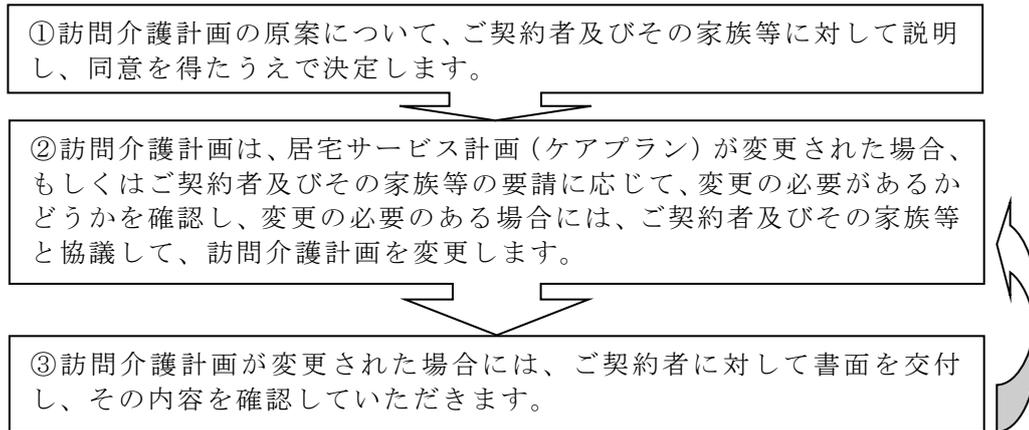
1. 書字が困難な為
2. 判断力の低下の為
3. その他 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利
用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

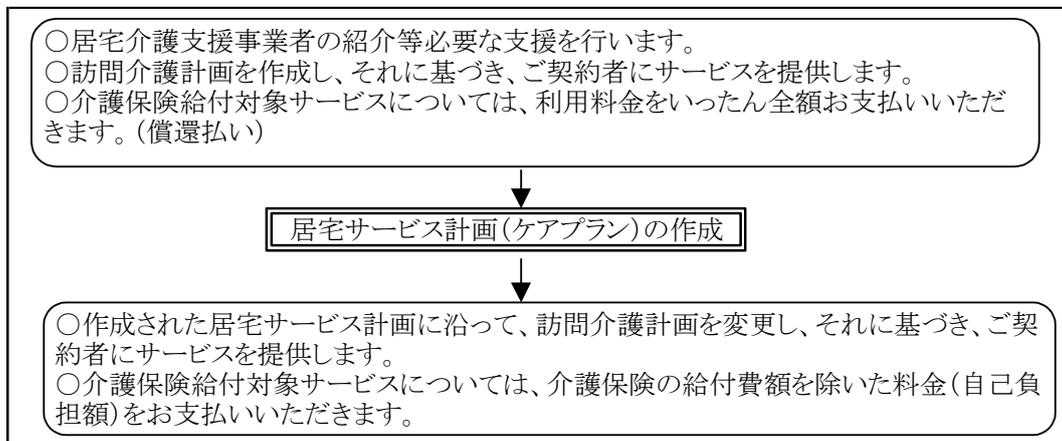
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

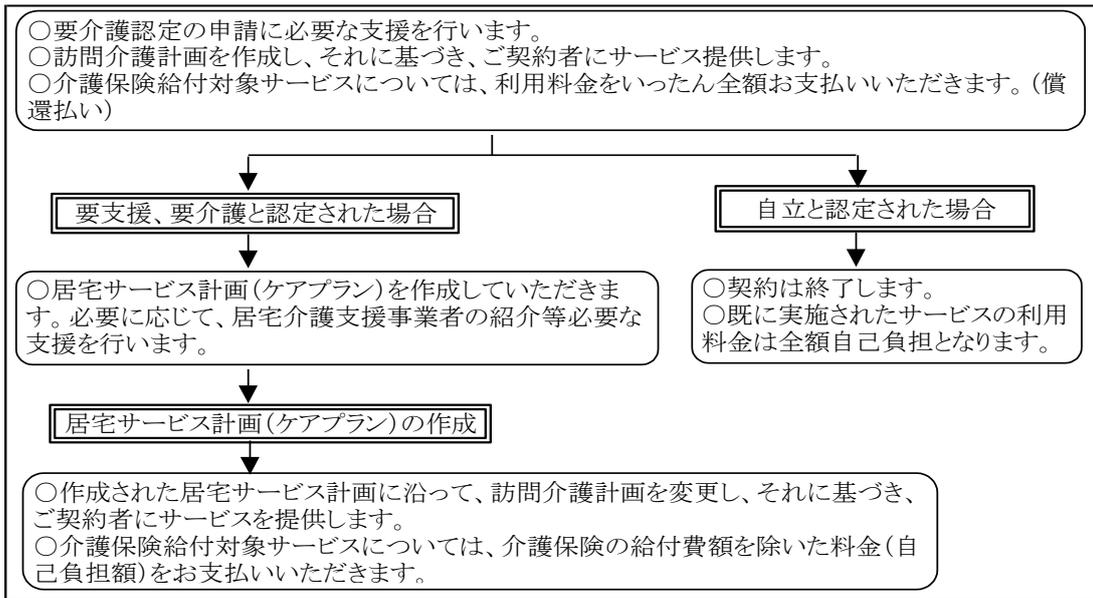


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務 (契約書第 12 条、第 13 条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
 - ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
 - ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
 - ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、居宅サービス担当者会議等において、サービス実施上必要性がある場合には、サービス提供機関に利用者及び家族の情報を提供します。

3. 損害賠償について (契約書第 15 条、第 16 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。